

平成19年度

原子力発電所所在市町村の  
安全確保と地域振興に関する要望書

全国原子力発電所所在市町村協議会

## 原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する要望書

原子力発電所所在市町村は、安全確保を大前提として、エネルギー確保という国の重要政策に協力し、もって地域の振興と住民福祉の向上を目指している。

しかしながら、安全規制の根幹を揺るがす不正行為をはじめ、耐震安全性の評価不十分に伴い、地震時に発電所の多くの設備で異常事象をきたす事態は、原子力発電所の安全性に対する地域住民の信頼を大きく損ねるばかりではなく、安全を脅かすものであり、立地市町村としても強い衝撃を受けている。

このような中、立地市町村は極めて困難な対応を強いられている。

今後、原子力立国計画を着実に実現していくためには、国が前面に立って、地域住民の安全・安心を確保し、立地市町村との信頼関係の強化を図ることが極めて重要である。

従って、国においては次の項目に関し早期実現されるよう、総会の総意に基づき要望する。

平成19年 8 月 8 日

全国原子力発電所所在市町村協議会  
会 長 敦賀市長 河 瀬 一 治

# 重点項目

## 【原子力政策について】

原子力政策の推進には、理解と信頼が不可欠である。未だ、厳しい環境下にある原子力政策の現場で、市町村長が自らの政治生命を賭し、国策に取り組まなければならない現状を憂慮する。原子力政策大綱に謳われている「原子力は立地あつての政策」を十分に踏まえ、国民の一層の理解促進を図りながら、安全・安心を第一義に原子力政策を進めることを強く求める。

## 【安全確保策について】

原子力発電所は安全確保が原点である。法定検査偽装、臨界事故隠し等の安全規制の根幹を揺るがす不正行為や想定を上回る地震により多くの設備で異常事象をきたす事態は、地域住民の安全を脅かし安心を大きく阻害する。早急に地域住民が理解し信頼・安心できる安全確保策の確立を最優先に取り組むことを強く求める。

## 【地域振興策について】

原子力立国計画の実現には、地域振興が必須である。全原協は、国のエネルギー政策の一翼を担う自負を持って取り組んでいるが、新交付金制度に見られるように地域の特性を考慮せず道県に偏重する国の施策では、立地市町村との信頼強化は図られない。立地市町村に軸足をおいた施策を講じることを強く求める。

# 具 体 的 要 望 事 項

## 【原子力政策について】

### (1) 原子力政策の推進

- ①「原子力政策大綱」および「原子力立国計画」の基本方針に基づき、国が主体となって、国民の理解と信頼の上に立って安全最優先に進めること。
- ②国は現場で苦慮している立地市町村の実情を十分認識し、重視すること。

### (2) 原子力政策の国民的合意形成

- ①国は前面に立って核燃料サイクル政策の重要性・必要性についての広報・広聴活動を実施すること。
- ②原子力の理解を促進するためにも、原子力を含むエネルギー政策全般の教育に早い段階から取り組むこと。

### (3) 電源開発促進対策特別会計

電源地域の振興という立法趣旨に反する、電源開発促進税の一般会計への直入を見直すこと。

## 【安全確保策について】

### （１）耐震安全性の確保

- ①地震により発生した異常事象について、速やかに原因の徹底解明を行い、全ての発電所で安全確保に必要な対策を早急に講じること。
- ②新指針に基づく既設炉の耐震安全性評価にあたっては、早急かつ確実な断層調査等を実施し、厳正に確認するとともに、その結果を地域住民に分かりやすく説明すること。
- ③地震等大規模自然災害に伴う異常事象に対し、迅速かつ的確に対処できる体制を整え、訓練等を通じて対応能力の向上を図ること。

### （２）不正行為等を踏まえた安全最優先の検査制度・体制の確立

- ①不正行為等の根本原因を踏まえ、信頼される実効性ある制度・体制を早急に確立すること。
- ②定期検査の柔軟化等を目指した検査制度は、決して効率優先・稼働率向上のためであってはならず、予防保全の観点から安全最優先で慎重に検討すること。
- ③納得できる科学的根拠を明確に示し、地域住民に対する理解促進に国は前面に立って取り組むこと。

### （３）安全確保策の充実強化

- ①不正行為等の再発防止対策を確実に実行するとともに、品質保証や保守管理、労働安全の充実強化等を含め、安全最優先の運営管理を徹底すること。
- ②高い理念をもった原子力安全文化を定着させること。
- ③安全に係る情報について、事業者およびメーカーが迅速・的確に共有できるよう、システムを充実強化すること。
- ④定期検査は些かも安全性の低下を招かないよう、地域住民が安心できる万全の検査を行うこと。
- ⑤専任の原子力安全地域広報官を早期に全ての立地地域に配置すること。
- ⑥安全性向上に一層投資できる環境を醸成すること。
- ⑦安全確保を担保する現場技術者を重視する環境づくりを行い、技術者の育成、技術継承を行うこと。

**(4) 高経年化対策**

国の説明責任のもと、地域住民の理解促進を図り、安全が確保され安心できる高経年化対策を確実に行うこと。

**(5) 原子力防災対策の実効性向上**

- ①関係機関との協議や連携を重視した体制の強化のみならず、住民対策の充実強化を図ること。
- ②地域住民の避難のために不可欠な道路、施設、情報伝達システム等を早期に整備すること。
- ③防災行政無線のデジタル化など、市町村の防災体制強化に係る交付金制度を創設すること。

**(6) テロ行為の対策**

- ①有事の対処措置の明確な方針および具体的な対応を示し、地域住民に広報を行うこと。
- ②原子力発電所の重点的かつ恒常的な防護対策を継続的に強化すること。

**(7) 使用済燃料敷地外貯蔵の早期具体化**

発電所敷地外における施設の早期実現化に向け、国及び事業者は積極的な対応を行うこと。

**(8) プルサーマル計画に対する適切な対応**

国及び事業者は地域に対する安全性と必要性についての説明責任を確実に果たし、様々な角度から国民理解の促進に取り組むこと。

**(9) 放射性廃棄物の処理処分対策の早期確立**

- ①安全を第一とした廃炉技術等を早期に確立すること。
- ②廃炉等により発生する低レベル放射性廃棄物のすそきりについて、地域住民や国民に対する理解活動を行うこと。
- ③高レベル放射性廃棄物の処理処分対策の早期具体化について、国は積極的に対応すること。

## 【地域振興策について】

### (1) 市町村を重視した電源三法制度交付金の柔軟な運用

- ①地域に応じた柔軟な運用を行い、交付金事務を簡素化すること。
- ②交付対象期間を施設解体撤去時まで延長すること。
- ③核燃料サイクル交付金の対象期限を撤廃し、原子力発電施設立地地域共生交付金とともに、立地市町村に対する配分を交付規則に明記すること。
- ④長期発展対策交付金と電力移出県等交付金の見なし制度を継続すること。
- ⑤原子力発電施設等周辺地域交付金の電気料金の大幅な割引を行うこと。
- ⑥広報・安全等対策交付金は人件費を対象とし、交付金を増額すること。
- ⑦原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金は、交付期間の延長と補助金の増額を行うこと。
- ⑧電力移出県等交付金の市町村枠および事業地域への配分は、立地市町村を重点とするガイドラインを作成し、道県を指導すること。
- ⑨合併市町村については、従来の対象地域における交付金総額等が後退しないよう配慮すること。

### (2) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善

- ①税制上の耐用年数を改め、実態に即した年数に延長すること。
- ②課税期間を施設解体撤去時まで延長すること。
- ③大規模償却資産に係る頭打ち制度を撤廃すること。
- ④地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設を特例とすること。

### (3) 核燃料税の市町村への配分

- ①国は市町村配分を明記したガイドラインを作成し、道県を指導すること。
- ②道県は、積極的に立地市町村への配分を行うこと。

### (4) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援

- 国・道県及び事業者は立地市町村の課税の趣旨を理解し支援すること。

**(5) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化**

- ①立地地域の振興という立法趣旨を尊重し、特例措置の堅持と事業費の確保を図ること。
- ②対象事業の拡大、補助率の嵩上げ、ならびに期限の延長を行うこと。
- ③関係省庁が一体となった取組み体制を強化し、地域振興を実感できる充実した法の運用を行うこと。

**(6) 立地地域との共生**

- ①高経年化炉や廃炉に係る地域振興策の確立を図るため、立地市町村を対象に新たな交付金制度を創設すること。
- ②原子力関連技術による地元企業育成等、地域特性を活かした地域共生策を積極的に推進すること。

全国原子力発電所所在市町村協議会  
名 簿

○ 会 員 (24市町村)

平成19年8月現在

職 名	会 員 名			職 名	会 員 名		
会 長	敦 賀 市 長	河 瀬 一 治	隆	敦賀市議会議長	平 川 幹 夫	川 幹 夫	夫
副会長	双 葉 町 長	井 戸 川 克 達	也	双葉町 "	清 川 泰 弘	川 泰 弘	弘
"	東 海 村 長	村 上 達 洋	彰	東海村 "	根 本 利 隆	本 利 隆	隆
" * 1	柏 崎 市 長	会 田 理 一	富	柏崎市 "	霜 田 富 夫	田 富 夫	夫
" * 2	高 浜 町 長	今 井 卓 朗	二	高浜町 "	山 本 哲 矢	本 哲 矢	矢
理 事	薩 摩 川 内 市 長	森 佐 藤 淳 一	郎	薩摩川内市 "	今 別 府 章 二	別 府 章 二	二
"	泊 村 長	越 藤 善 靖 夫	孝	泊 村 "	北 南 川 誠 一	南 川 誠 一	一
"	東 通 村 長	安 住 宣 茂 雄	征	東通村 "	女 川 村 張 正	川 村 張 正	正
"	女 川 町 長	石 原 川 義 雄	夫	女川町 "	御 前 崎 市 揚 一	前 崎 市 揚 一	一
"	御 前 崎 市 長	細 川 浦 正 和 彦	光	御前崎市 "	志 賀 町 田 中 弘	賀 町 田 中 弘	弘
"	志 賀 町 長	山 下 澤 満 春	志	志賀町 "	林 中 村 敏 彦	中 村 敏 彦	彦
"	松 江 市 長	山 金 土 井 喜 美 夫	誠	松江市 "	田 中 竹 内 橋 誠	中 竹 内 橋 誠	誠
"	伊 方 町 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	二	伊方町 "	伊 方 町 高 山 野 本 幸 利	方 町 高 山 野 本 幸 利	利
"	大 石 卷 市 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	男	大間町 "	大 間 町 高 山 野 本 幸 利	間 町 高 山 野 本 幸 利	利
"	南 相 馬 市 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	衛	石 卷 市 "	南 相 馬 市 高 山 野 本 幸 利	相 馬 市 高 山 野 本 幸 利	利
"	浪 江 町 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	英	浪江町 "	浪 江 町 高 山 野 本 幸 利	江 町 高 山 野 本 幸 利	利
"	富 岡 町 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	三	富岡町 "	富 岡 町 高 山 野 本 幸 利	岡 町 高 山 野 本 幸 利	利
"	檜 葉 町 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	一	檜葉町 "	檜 葉 町 高 山 野 本 幸 利	葉 町 高 山 野 本 幸 利	利
"	刈 羽 村 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	健	刈羽村 "	刈 羽 村 高 山 野 本 幸 利	羽 村 高 山 野 本 幸 利	利
"	美 浜 町 長	渡 横 山 藤 勝 孝 夫	一	美浜町 "	美 浜 町 高 山 野 本 幸 利	浜 町 高 山 野 本 幸 利	利
監 事	お お い 町 長	山 口 治 太 郎	夫	美浜町 "	お お い 町 高 山 野 本 幸 利	お お い 町 高 山 野 本 幸 利	利
"	大 熊 町 長	山 口 治 太 郎	夫	おおい町 "	大 熊 町 高 山 野 本 幸 利	熊 町 高 山 野 本 幸 利	利
"	玄 海 町 長	山 口 治 太 郎	夫	大熊町 "	お お い 町 高 山 野 本 幸 利	お お い 町 高 山 野 本 幸 利	利
"		山 口 治 太 郎	夫	玄海町 "	大 熊 町 高 山 野 本 幸 利	熊 町 高 山 野 本 幸 利	利

\* 1 : 電源三法検討委員長      \* 2 : 新税検討委員長

○ 準 会 員 (7市町村)

職 名	準 会 員 名			職 名	準 会 員 名		
	神 恵 内 村 長	高 橋 昌 幸	雄		余 呉 町 長	二 矢 秀 雄	義 和
	共 和 町 長	山 本 栄 二	司		西 浅 井 町 長	熊 海 矢 谷 東 英	
	岩 内 町 長	上 岡 雄 司	治		高 島 市 長		
	六ヶ所村長	古 川 健 治					

○ 事務局 敦賀市企画政策部原子力安全対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

TEL 0770-22-8113

FAX 0770-22-1743

URL <http://www.zengenkyo.org/>